

清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱

[平成24年3月23日 環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知]
[一部改正 平成25年4月1日 自然第63号環境生活部長、恵森第5号林政部長通知]
[一部改正 平成26年3月24日 自然第717号環境生活部長、恵森第554号林政部長通知]
[一部改正 平成27年3月20日 自然第787号環境生活部長、恵森第586号林政部長通知]
[一部改正 平成27年5月8日 自然第111号環境生活部長、恵森第59号林政部長通知]
[一部改正 平成28年3月24日 自然第703号環境生活部長、恵森第588号林政部長通知]

(総則)

第1条 県は、県土の8割を占める森林や日本海・太平洋にそそぐ河川などから形成される本県の豊かな自然環境を県民共有の環境資源として、県民がこれらの持つ公益的機能を将来にわたり享受できるように、その保全・再生を推進するための事業を実施する事業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の額等は、別表第1に掲げるとおりとする。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条各号に掲げる者は、補助事業者となることができない。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第4条に規定する申請書及び関係書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 補助金交付申請書（別記第1号様式）
 - 二 別表第1の「補助事業」の欄に掲げる区分に応じ、同表の「交付申請書添付書類」の欄に掲げる書類
 - 三 収支予算書（別記第2号様式）
 - 四 補助事業の実施につき、法令等に基づく許認可又は同意等を要するものは、これらを証する書類
 - 五 その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合についてはこの限りでない。

(補助金交付の条件等)

第5条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第6条第1号から第4号までに

掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
 - 二 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な活用を図らなければならない。
 - 三 前号の財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の財産であって、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められているものについては、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（大蔵省令に定めのない財産については、別に定める期間）内においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - 四 補助事業者が前号により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - 五 補助事業者は、補助事業を完了し、又は中止し、若しくは廃止した場合においては、当該補助事業により取得した工事材料等工事関連物件が残存するときは、遅滞なく、品目、数量及びその金額を知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - 六 その他知事が必要と認める事項
- 2 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付けるものとする。
- 一 間接補助事業者が、間接補助金を他の用途に使用し、その他間接補助事業に関して間接補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件又は規則若しくはこの要綱に違反したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、及び既に交付した間接補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあること。
 - 二 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具をいう。）については、大蔵省令に定める耐用年数に相当する期間を経過するまで補助事業者の承認を受けずに、間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならないこと。
- 3 規則第6条第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、別表第2に掲げる変更以外の変更とする。
- 4 規則第6条第1号から第3号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書は、別記第3号様式のとおりとする。
- （申請の取下げ）
- 第6条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付の決定の日から起算して15日を経過した日とする。
- （状況報告等）
- 第7条 補助事業者は、別表第3に掲げる事業を除く事業について、当該補助事業に着手したとき、又は当該補助事業が完了したときは、別記第4号様式を知事に提出し、知事が定めるところによりその確認を受けなければならない。
- 2 知事は、必要と認めるときは、事業遂行状況を確認するため、補助事業者に対して別記

第5号様式の提出を求めることができる。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する実績報告書及びその添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 実績報告書(別記第7号様式)
 - 二 補助金精算書(別記第8号様式、ただし、別表第4に掲げる事業を除く)
 - 三 収支決算書(別記第9号様式)
 - 四 別表第1の「補助事業」の欄に掲げる区分に応じ、同表の「実績報告書添付書類」の欄に掲げる書類
 - 五 その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日から起算して20日を経過した日(事業完了後に補助金交付申請書を提出した場合は、交付決定の日から起算して20日を経過した日)又は3月31日のいずれか早い日までとする。ただし、補助金の全額を概算払により交付された場合にあっては、当該補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月30日までとする。
- 3 第4条第2項のただし書により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税が明らかになった場合には、別記第13号様式を添付し、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4条第2項のただし書により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第12号様式及び第13号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 5 前項による報告は、第1項の実績報告書を提出した年度の6月15日までにを行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第10号様式を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は必要があると認めるときは、概算払又は前金払により補助金を交付することができる。
- 3 補助事業者は、概算払又は前金払による補助金の交付を受けようとするときは、第1項の規定にかかわらず、別記第11号様式及びその他知事が必要と認める書類を知事に提出するものとする。

(事業の評価)

第10条 補助事業の評価は、清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会が実施するものとし、補助事業者は、事業評価にあたり知事から報告の求め等があったときはこれに協力するものとする。

(暴力団の排除)

第11条 規則第4条の規定による申請があった場合において、申請者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けたものが第

3 条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第 17 条第 1 項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第 18 条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限等)

第 12 条 規則第 21 条第 2 号の知事の定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第 21 条ただし書の知事が定める期間は、大蔵省令の定める期間とする。

3 補助事業者が、規則第 21 条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その交付した補助金の全部又は一部を納付させることがある。

(書類、帳簿等の保存期間)

第 13 条 規則第 22 条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業が完了した年度の翌年度以後 5 年間とする。ただし、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が 5 年を超える期間にあつては、当該 5 年間を超える期間とする。

(書類の経由)

第 14 条 この要綱に基づき提出する書類は、別表第 1 の「書類の経由(提出)機関」の欄に掲げる機関を経由しなければならない。なお、この場合、提出する書類は、正副各 1 通とする。

(事務の委任)

第 15 条 規則第 23 条後段の規定により農林事務所に委任する事務は、別表第 5 のとおりとする。

(県の補助により実施した旨の表示)

第 16 条 補助事業者は、事業が完了した時、又は当該事業費において一部供用を開始するときは、当該事業が県の補助により実施した旨の表示を行うものとする。この場合において、表示に要する経費は、当該事業に係る補助金の対象経費とする。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 この要綱は、平成 25 年度分の予算に係る補助金から適用する。

3 この要綱は、平成 26 年度分の予算に係る補助金から適用する。

4 この要綱は、平成 27 年度分の予算に係る補助金から適用する。

5 この要綱は、平成 28 年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表第1 (第2条関係)

補助事業	経費の内訳	補助金の額	補助事業者	交付申請書 添付書類	実績報告書 添付書類	書類の 経由(提出)機関
1 環境保全林整備事業 (環境保全林公的整備事業)	不用木の除去、不良木の淘汰に要する経費及び関連条件整備(森林所有者の特定、同意の取り付け等)に要する経費	定額 200千円/ha以内の額 関連条件整備を行う場合は、定額38千円/ha以内の額を加算	市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業者特定非営利活動法人、その他知事が認める者	岐阜県環境保全林整備事業実施要領に定める書類	岐阜県環境保全林整備事業実施要領に定める書類	農林事務所長
	説明会の開催、事業内容の審査、その他補助金の交付に必要な事務	補助対象経費の10分の10以内の額	市町村			
2 水源林公有林化支援事業	水源林等で早急に公的な管理を行う必要がある森林を市町村が公有林化する経費で岐阜県水源林公有林化支援事業実施要領に定めるもの	保安林に指定し森林管理する場合1箇所あたり補助対象経費の10分の10以内の額、保安林指定以外で森林管理する場合1箇所あたり補助対象経費の2分の1以内の額 ただし、1箇所あたり10,000千円を上限とする。	市町村	岐阜県水源林公有林化支援事業実施要領に定める書類	岐阜県水源林公有林化支援事業実施要領に定める書類	
3 里山林整備事業	里山林整備タイプ 侵入竹の除去、森林病虫害防除、広葉樹林等の植栽、修景等環境保全、不用木の除去、危険木の除去、附帯施設整備、既存施設の改修に要する経費	里山林整備タイプ 定額 (1)侵入竹の除去 300千円/ha以内の額 (2)森林病虫害防除 40千円/m ² 以内の額 (3)広葉樹等の植栽 500千円/ha以内の額 (4)修景等環境保全 125千円/ha以内の額 (5)不用木の除去 200千円/ha以内の額 (6)危険木の除去 必要経費積上げ額以内の額 (7)附帯施設整備 300千円/ha以内の額 (8)既存施設の改修 5,000千円/箇所以内の額	市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業者特定非営利活動法人、地域団体、その他知事が認める者	岐阜県里山林整備事業実施要領に定める書類	岐阜県里山林整備事業実施要領に定める書類	農林事務所長
	バッファゾーン整備タイプ 森林整備 下刈り、つる切り、枯損マツ・ナラ類等の伐倒、上層木の伐採、侵入竹の伐倒、林縁部等の広葉樹等の植栽(樹種転換) 上記作業に伴う伐採木等の林内整理(枝払、玉切、後片付け含む)に要する経費 附帯整備 簡易な作業歩道の整備、簡易な安全施設等(柵工等)の整備に要する経費	バッファゾーン整備タイプ 定額 700千円/ha以内の額 ただし、左記の経費内訳の森林整備と附帯整備の各内容を必要に応じて効果的に組み合わせるものとする。				

	説明会の開催、事業内容の審査、その他補助金の交付に必要な事務	補助対象経費の10分の10以内の額	市町村			
4 流域清掃活動推進事業	同じ水系の上流域から下流域までの流域全体を視野に入れて取り組む清掃活動に必要な経費であって、岐阜県流域清掃活動推進事業実施要領に定めるもの	岐阜県流域清掃活動推進事業実施要領に定める額	団体等	岐阜県流域清掃活動推進事業実施要領に定める書類	岐阜県流域清掃活動推進事業実施要領に定める書類	
5 野生生物保護管理事業	野生生物による農林業や生活環境への被害の軽減及び生態系の保全、外来鳥獣等による生態系への影響を防止するために必要な経費であって、岐阜県野生生物保護管理事業実施要領に定めるもの	岐阜県野生生物保護管理事業実施要領に定める額	市町村、団体等	岐阜県野生生物保護管理事業実施要領に定める書類	岐阜県野生生物保護管理事業実施要領に定める書類	農林事務所長 (ただし、ニホンジカの捕獲推進事業の鳥獣捕獲等事業者育成事業を除く。)
6 里地里川生態系保全支援事業	(団体支援) 里地里川の生態系を復活するモデル的取組みに要する経費であって、岐阜県里地里川生態系保全支援事業実施要領に定めるもの (市町村支援) 農地・農業用施設を対象とする生態系保全の取組みに要する経費であって、岐阜県里地里川生態系保全支援事業実施要領に定めるもの	岐阜県里地里川生態系保全支援事業実施要領に定める額	(団体支援) NPO、地域団体等 (市町村支援) 市町村	岐阜県里地里川生態系保全支援事業実施要領に定める書類	岐阜県里地里川生態系保全支援事業実施要領に定める書類	農林事務所長
7 木の香る快適な教育施設等整備事業	教育・福祉関係施設等の木造化に要する経費	定額 17千円/㎡以内の額 ただし、1施設あたり30,000千円を上限とする。	市町村(一部事務組合を含む)、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、その他知事が認める団体	岐阜県木の香る快適な教育施設等整備事業実施要領に定める書類	岐阜県木の香る快適な教育施設等整備事業実施要領に定める書類	農林事務所長
	教育・福祉関係施設等の内装木質化に要する経費	定額 10千円/㎡以内の額 ただし、1施設あたり30,000千円を上限とする。				
	県が指定する重要文化財(建造物)または重要有形民俗文化財の修復に要する経費	事業費の1/2以内の額 ただし、1施設あたり50,000千円を上限とする。	市町村			
8 ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業	県産材を使用して製作された学童机・椅子等の導入に要する経費	導入経費の2分の1以内の額 ただし机・椅子については1セットあたり18千円を上限とする。	市町村(一部事務組合を含む)、学校法人、社会福祉法人、子育て関連NPO法人、その他知事が認める団体	岐阜県ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業実施要領に定める書類	岐阜県ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業実施要領に定める書類	農林事務所長
	ぎふ木育ひろばの設置に要する経費	導入経費の10分の10以内の額 ただし1施設あたり400千円を上限とする。				

9	ぎふの木育教材導入支援事業	教育福祉関連施設等において「木育」の取組みを進めるために木のおもちゃや木材学習教材の購入に要する経費	導入経費の2分の1以内の額 ただし、導入する1施設につき100千円を上限とする。	市町村（一部事務組合を含む）、市町村の設置する保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校、学校法人、社会福祉法人、医療法人、子育て関連NPO法人、その他特に知事が認めるもの	岐阜県ぎふの木育教材導入支援事業実施要領に定める書類	岐阜県ぎふの木育教材導入支援事業実施要領に定める書類	
		ぎふ木育ひろばの設置に要する経費	購入経費の10/10以内の額 ただし、導入する施設1施設につき100千円を上限とする。				
10	木質バイオマス利用施設導入促進事業	再生可能なエネルギーの利用促進を図るため、公共施設及び多くの県民の利用が十分見込まれる商業・観光・レジャー施設等への木質資源利用ボイラー、木質ペレットストーブ、薪ストーブ等の導入に要する経費	導入経費の2分の1以内の額 ただし、木質ペレットストーブ、薪ストーブは1台あたり500千円、木質資源利用ボイラー等は1施設あたり25,000千円を上限とする。	市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、民間事業者（多くの県民の利用が十分見込まれる商業・観光・レジャー事業等を営む者に限る。）、その他知事が認めるもの	岐阜県木質バイオマス利用施設導入促進事業実施要領に定める書類	岐阜県木質バイオマス利用施設導入促進事業実施要領に定める書類	農林事務所長
11	県民協働による未利用材の搬出促進事業	市町村、地域住民が一体となって林地残材を搬出する取組みで、森林所有者等が搬出・運搬する未利用材の取引に要する経費	市町村が助成する額の2分の1以内の額 ただし、1tあたり1,500円を上限とする。	市町村	岐阜県県民協働による未利用材の搬出促進事業実施要領に定める書類	岐阜県県民協働による未利用材の搬出促進事業実施要領に定める書類	農林事務所長
12	清流の国ぎふ地域活動支援事業	森や川の価値や森づくり・川づくりの重要性について理解と関心を高め、県民共有の財産である森や川を社会全体で支えていく県民協働で取り組む森づくり・川づくりにつながる活動に要する経費	補助対象経費が500千円以下の部分は10分の10以内の額、500千円を超える部分は2分の1以内の額 ただし、1事業あたり100千円を下限、1,250千円を上限とする。	団体、法人	岐阜県清流の国ぎふ地域活動支援事業実施要領に定める書類	岐阜県清流の国ぎふ地域活動支援事業実施要領に定める書類	農林事務所長 (林政部所管事業に限る)
13	森から生まれる環境価値普及促進事業	カーボン・オフセットに取り組むために必要な経費であって、岐阜県森から生まれる環境価値普及促進事業実施要領に定めるもの	岐阜県森から生まれる環境価値普及促進事業実施要領に定める額	市町村、団体等	岐阜県森から生まれる環境価値普及促進事業実施要領に定める書類	岐阜県森から生まれる環境価値普及促進事業実施要領に定める書類	
14	エコツーリズム促進事業	岐阜県エコツーリズム促進事業（団体等支援）実施要領に定めるもの	岐阜県エコツーリズム促進事業（団体等支援）実施要領に定める額	市町村、団体等	岐阜県エコツーリズム促進事業（団体等支援）実施要領に定める書類	岐阜県エコツーリズム促進事業（団体等支援）実施要領に定める書類	
15	清流の国ぎふ市町村提案事業	「環境保全を目的とした水源林等の整備」、「里山林の整備・利用の促進」、「生物多様性・水環境の保全」、「公共施設等における県産材の利用促進」、「地域が主体とな	「環境保全を目的とした水源林等の整備」、「里山林の整備・利用の促進」、「生物多様性・水環境の保全」、「地域が主体となった環境保全活動の促進」については、1事業あたり補助対象経費の10分の10以内の額 ただし、1事業あたり500千円を下限、5,000	市町村	岐阜県清流の国ぎふ市町村提案事業実施要領に定める書類	岐阜県清流の国ぎふ市町村提案事業実施要領に定める書類	農林事務所長 (林政部所管事業に限る)

	った環境保全活動の促進」の何れかを効果的に進めるため、地域住民の意向や地域の実情に精通している市町村が、特に必要と考える事業に要する経費	千円を上限とする。 「公共施設等における県産材の利用促進」については、1事業あたり補助対象経費の2分の1以内の額 ただし、1事業あたり500千円を下限、5,000千円を上限とする（間接補助事業については当該経費の10分の10以内の額。ただし、当該事業経費の2分の1を限度とする）。				
1 6 水源林境界明確化促進事業	水道水源地等の周辺上流域の森林において、境界が不明確な森林において市町村が境界明確化する経費で岐阜県水源林境界明確化促進事業実施要領に定めるもの	1事業あたり補助対象経費の10分の10以内の額 ただし、1事業あたり150千円/haを上限とする。	市町村	岐阜県水源林境界明確化促進事業実施要領に定める書類	岐阜県水源林境界明確化促進事業実施要領に定める書類	農林事務所長
1 7 地域協働水質改善事業	地域の協働により流域が一体となつて行う環境の改善を図る活動に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額	改善事業の実施者（市町村、事業者等）	岐阜県地域協働水質改善事業実施要領に定める書類	岐阜県地域協働水質改善事業実施要領に定める書類	
1 8 県民協働による森の通信簿事業	水源地域において、NPO等のグループが、森林の機能評価に関する自主的な活動を持続的に行うのに必要な経費であつて、岐阜県県民協働による森の通信簿事業実施要領に定めるもの	岐阜県県民協働による森の通信簿事業実施要領に定める額	NPO等のグループ	岐阜県県民協働による森の通信簿事業実施要領に定める書類	岐阜県県民協働による森の通信簿事業実施要領に定める書類	
1 9 森と木と水の環境教育推進事業	ぎふ木育を推進するため、小中学校、高等学校、特別支援学校の各校が主体となり、独自に企画する取り組みを支援する経費	補助対象経費の10/10以内の額 ただし、1事業あたり150千円を上限とする。	市町村、学校法人、国立大学法人、その他特に知事が認めるもの	森と木と水の環境教育推進事業実施要領に定める書類	森と木と水の環境教育推進事業実施要領に定める書類	農林事務所長

別表第2（第5条関係）

岐阜県補助金等交付規則第6条第1号及び第2号の知事の定める「軽微な変更」以外の変更

補 助 事 業	経 費 の 配 分 の 変 更	事 業 の 内 容 の 変 更
1 環境保全林整備事業		補助対象経費の20%を超える増減（ただし、入札等による減額であって現に交付決定を受けた事業の内容に変更がない場合を除く。）
2 水源林公有林化支援事業		補助対象経費の20%を超える増減（ただし、入札等による減額であって現に交付決定を受けた事業の内容に変更がない場合を除く。）
3 里山林整備事業		補助対象経費の20%を超える増減（ただし、入札等による減額であって現に交付決定を受けた事業の内容に変更がない場合を除く。）
4 流域清掃活動推進事業		岐阜県流域清掃活動推進事業実施要領に定める変更
5 野生生物保護管理事業		岐阜県野生生物保護管理事業実施要領に定める変更
6 里地里川生態系保全支援事業		補助対象経費の20%を超える増減（ただし、入札等による減額であって現に交付決定を受けた事業の内容に変更がない場合を除く。）、その他岐阜県里地里川生態系保全支援事業実施要領に定める変更
7 木の香る快適な教育施設等整備事業		補助対象経費の20%を超える増減（ただし、入札等による減額であって現に交付決定を受けた事業の内容に変更がない場合を除く。）
8 ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業		補助対象経費の20%を超える増減（ただし、入札等による減額であって現に交付決定を受けた事業の内容に変更がない場合を除く。）
9 ぎふの木育教材導入支援事業		補助対象経費の20%を超える増減（ただし、入札等による減額であって現に交付決定を受けた事業の内容に変更がない場合を除く。）

1 0 木質バイオマス利用施設導入促進事業		補助対象経費の20%を超える増減（ただし、入札等による減額であって現に交付決定を受けた事業の内容に変更がない場合を除く。）
1 1 県民協働による未利用材の搬出促進事業		補助対象経費の20%を超える増減（ただし、入札等による減額であって現に交付決定を受けた事業の内容に変更がない場合を除く。）
1 2 清流の国ぎふ地域活動支援事業		補助対象経費の20%を超える増減（ただし、入札等による減額であって現に交付決定を受けた事業の内容に変更がない場合を除く。）、その他岐阜県清流の国ぎふ地域活動支援事業実施要領に定める変更
1 3 森から生まれる環境価値普及促進事業		岐阜県森から生まれる環境価値普及促進事業実施要領に定める変更
1 4 エコツーリズム促進事業		岐阜県エコツーリズム促進事業（団体等支援）実施要領に定める変更
1 5 清流の国ぎふ市町村提案事業		補助対象経費の20%を超える増減（ただし、入札等による減額であって現に交付決定を受けた事業の内容に変更がない場合を除く。）、その他岐阜県清流の国ぎふ市町村提案事業実施要領に定める変更
1 6 水源林境界明確化促進事業		補助対象経費の20%を超える増減（ただし、入札等による減額であって現に交付決定を受けた事業の内容に変更がない場合を除く。）
1 7 地域協働水質改善事業		補助対象経費の20%を超える増減（ただし、入札等による減額であって現に交付決定を受けた事業の内容に変更がない場合を除く。）、その他岐阜県地域協働水質改善事業実施要領に定める変更
1 8 県民協働による森の通信簿事業		補助対象経費の20%を超える増減（ただし、入札等による減額であって現に交付決定を受けた事業の内容に変更がない場合を除く。）
1 9 森と木と水の環境教育推進事業		補助対象経費の20%を超える増減（ただし、入札等による減額であって現に交付決定を受けた事業の内容に変更がない場合を除く。）

別表第3（第7条関係）

事業着手届（別記第4号様式）及び事業完了届（別記第4号様式）の提出を要しない事業

- ・環境保全林整備事業
- ・水源林公有林化支援事業
- ・里山林整備事業
- ・流域清掃活動推進事業
- ・野生生物保護管理事業
- ・ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業
- ・ぎふの木育教材導入支援事業
- ・県民協働による未利用材の搬出促進事業
- ・森から生まれる環境価値普及促進事業
- ・エコツーリズム促進事業
- ・水源林境界明確化促進事業
- ・地域協働水質改善事業
- ・県民協働による森の通信簿事業
- ・森と木と水の環境教育推進事業

別表第4（第8条関係）

補助金精算書（別記第8号様式）の提出を要しない事業

- ・環境保全林整備事業
- ・水源林公有林化支援事業
- ・里山林整備事業
- ・流域清掃活動推進事業
- ・野生生物保護管理事業
- ・木の香る快適な教育施設等整備事業
- ・ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業
- ・ぎふの木育教材導入支援事業
- ・森から生まれる環境価値普及促進事業
- ・エコツーリズム促進事業
- ・水源林境界明確化促進事業
- ・地域協働水質改善事業
- ・県民協働による森の通信簿事業

別表第5（第15条関係）

農林事務所長への事務委任事項

補助金の種類	事務委任事項
<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全林整備事業 ・里山林整備事業 ・里地里川生態系保全支援事業 ・木の香る快適な教育施設等整備事業 ・ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業 ・木質バイオマス利用施設導入促進事業 ・県民協働による未利用材の搬出促進事業 ・水源林境界明確化促進事業 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 規則第4条に規定する交付申請書の受理 (2) 規則第5条に規定する交付決定 (3) 規則第6条第1号から第3号までに規定する承認 (4) 規則第6条第4号に規定する報告の受理及び指示 (5) 規則第7条に規定する交付決定の通知 (6) 規則第9条に規定する交付決定の取消し等 (7) 規則第11条に規定する状況報告の受理 (8) 第7条に規定する事業完了届による確認 (9) 規則第12条による遂行命令等 (10) 規則第13条に規定する実績報告書類の受理 (11) 規則第14条に規定する補助金の額の確定等 (12) 規則第15条に規定する措置命令等 (13) 規則第16条に規定する補助金の交付 (14) 規則第17条に規定する交付決定の取消し (15) 規則第18条に規定する返還命令 (16) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項に規定する状況の調査及び報告の徴収
<ul style="list-style-type: none"> ・清流の国ぎふ地域活動支援事業 （ただし、生物多様性・水環境の保全関連事業は除く） ・清流の国ぎふ市町村提案事業 （ただし、生物多様性・水環境の保全関連事業は除く） ・森と木と水の環境教育推進事業 ・野生生物保護管理事業 （ただし、ニホンジカの捕獲推進事業の鳥獣捕獲等事業者育成事業を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 規則第11条に規定する状況報告の受理 (2) 第7条に規定する事業完了届による確認 (3) 規則第14条に規定する報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等 (4) 規則第15条に規定する措置命令等 (5) 地方自治法第221条第2項に規定する状況の調査及び報告の徴収